

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福岡県

農業委員会名：久留米市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	7,840ha	86.6ha	1.1%
課 題	山間・山麓地区(約40ha)に多く存在し、狭小地、不整形地等であり解消が難しい。 遊休農地の解消を行っても、新規の遊休農地が発生している。		

2 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 8.6ha		
		目標案設定の考え方： 遊休農地面積の1割の解消		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		4月～3月	70人	12月～1月
		調査方法	・耕作放棄地発生防止及び解消に向けた取り組み 通年 農地の利用状況調査 隔月 遊休農地対策研究部会(約半数の農業委員による)の開催による検討 8～12月 農地パトロール(管内全治区)	
	遊休農地への指導	実施時期： 11月～3月		

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	生産性が上がりづらい土地に遊休農地は発生しており、現状、生産性が上がる耕作地に栽培が集中しているため、発生はやむを得ないと考える。したがって、人員をかけて耕作放棄地をなくす施策をとる必要を感じない。それより認定農業者などへの耕作地の集中を促す施策やシステムを早急に構築するべきと考える。 1件
活動計画案に対する意見等	特になし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 8.6ha		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		4月～3月	70人	12月～1月
		調査方法	・耕作放棄地発生防止及び解消に向けた取り組み 通年 農地の利用状況調査 隔月 遊休農地対策研究部会(約半数の農業委員による)の開催による検討 8～12月 農地パトロール(管内全治区)	
	遊休農地への指導	実施時期： 11月～3月		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	農家数	5,706戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	1,532戸	817経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	46法人			
課 題	農業従事者の高齢化、及び認定農業者としてのメリットが少なくなっている為、再認定件数が減少している。 また、39歳以下の農業者への認定農業者制度の説明や、意義・メリットの理解不足がある。				

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	20経営	0法人	0団体
	目標案設定の考え方： 市の計画により毎年度20経営体の増加を目指しているため。		
活動計画案	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、農政課と連携し認定の推進活動を実施する。	—	—

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	課題にあがっているように認定農業者のメリットを感じないために取返して、認定農業者にならないのであって、必要性を感じれば申請を行うはず。したがって、初めから20経営体の新規認定農業者をつくるという目標は本末転倒。認定農業者である必要とメリットがある施策を行うことが必要。 1件
活動計画案に対する意見等	特になし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	20経営	0法人	0団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、農政課と連携し認定の推進活動を実施する。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,840ha	2,737ha	34.91%
課 題	農家の高齢化、後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地域の状況にあわせた担い手の育成・確保が困難である。		

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 100 h a	
	目標案設定の考え方：過去2年間の平均集積面積	
活動計画案	1月 8月 7月	広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 認定農業者規模拡大助成金制度の周知チラシの配付
	3月 10月	農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 (利用権申し込み受付け後、再設定の意向確認)
	通 年	農地銀行制度を活用し、農家の方に希望とされる農地を斡旋する。 集落営農組織設立への参画

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	特になし。
活動計画案に対する意見等	特になし。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 100 h a	
活動計画	1月 8月 7月	広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知。 認定農業者規模拡大助成金制度の周知チラシの配付
	3月 10月	農地の利用集積に向けた掘り起こし活動 (利用権申し込み受付け後、再設定の意向確認)
	通 年	農地銀行制度を活用し、農家の方に希望とされる農地を斡旋する。 集落営農組織設立への参画

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	7,840ha	1.27ha	0.016%
課 題	現状での違反転用案件については、大規模な違反転用案件が多く農地復元が困難である。 集落内及びほ場整備地区以外での違反転用の把握が困難である。 違反転用の早期発見が難しい。		

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0.1 h a
	目標案設定の考え方：違反転用面積の1割の解消
活動計画案	<ul style="list-style-type: none"> ○違反転用の是正指導 事前着工者等に対し、許可が必要であることの説明や聞き取り。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 通年 農地の利用状況調査の実施による、違反転用の早期発見。

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	集落の中の違反は確認しがたいのは分かります。でも大規模な違反は早急な手立てを打つべきではないでしょうか。 1件
活動計画案に対する意見等	特に無し。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 0.1 h a
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○違反転用の是正指導 事前着工者等に対し、許可が必要であることの説明や聞き取り。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 通年 農地の利用状況調査の実施による、違反転用の早期発見。